

長野市中心市街地活性化基本計画の変更について

1 基本計画変更の内容

(1) 国の支援策活用による位置づけの変更

当初から基本計画に位置づけがある「14. 善光寺表参道景観づくり推進事業」について、国の支援策を活用するため「(4) 国の支援策がない事業」から「(2) ①認定と連携した特例措置に関する事業」に位置づけを変更。併せて実施時期を延長するもの。

<現状>

<p>(4) 国の支援がないその他事業</p> <p>14.善光寺表参道景観づくり推進事業</p> <p>実施時期 平成 20 年度～21 年度 支援時期 なし</p>

<変更後>

<p>(2) ①認定と連携した特例措置に関する事業 へ</p> <p>国の支援策である「まちづくり交付金」を活用する事業に位置付けを変更</p> <p>実施時期 平成 20 年度～<u>23 年度</u> 支援時期 <u>平成 22 年度～23 年度</u></p>

○ 主な理由

ガイドライン策定に向け、現状把握や関係法令等の洗い出し等を行ってきたが、今後、国の支援策を活用し、専門的な観点から建物ファザード調査を行いまちなみ改修の提案や事業手法の検討をするため

(2) 国の支援策活用による支援期間等の変更

当初から基本計画に位置づけがある次の 4 事業について、国の支援策（まちづくり交付金）の支援期間等を延長するため変更するもの

<現状>

<p>4.市道長野大通り線歩道整備事業 実施時期 平成 17 年度～21 年度 支援時期 平成 17 年度～21 年度</p> <p>18.長野駅善光寺口顔づくり事業 支援時期 平成 20 年度～21 年度</p> <p>20. 野外彫刻ながのミュージアム事業 実施時期 平成 20 年度～24 年度 支援時期 平成 21 年度</p> <p>21. 中央通り歩行者優先道路化事業 (道路整備) 支援時期 平成 20 年度～21 年度</p>

<変更後>

<p>4.市道長野大通り線歩道整備事業 実施時期 平成 17 年度～<u>26 年度</u> 支援時期 平成 19 年度～<u>26 年度</u></p> <p>18.長野駅善光寺口顔づくり事業 支援時期 平成 20 年度～<u>25 年度</u></p> <p>20. 野外彫刻ながのミュージアム事業 実施時期 平成 20 年度～<u>26 年度</u> 支援時期 平成 21 年度～<u>26 年度</u></p> <p>21. 中央通り歩行者優先道路化事業 (道路整備) 支援時期 平成 20 年度～<u>25 年度</u></p>

○ 主な理由

第一期都市再生整備計画（H17 年度～21 年度）の掲載事業で、まちづくり交付金を活用してきたが、第二期都市再生整備計画（H22 年度～26 年度）においても引き続き、まちづくり交付金を活用し、事業を展開するため

(3) 新規事業追加による変更

新たに次の4事業を追加するもの

- 51.長野大通り自転車道整備事業
- 52.市道長野西 87 号線整備事業
- 53.市道長野西 203 号線外四線整備事業
- 54.権堂 B-1 地区市街地再開発事業

50 事業 → 54 事業に

別紙、資料 2 及び資料 3 参照

(4) 実施時期等の変更

事業の実施時期や実施主体の名称変更など、支援措置に関わらない変更

<現状>

15.善光寺門前観光バス駐車場整備計画策定事業 実施時期 平成 20 年度～21 年度
17.中央通りごみ集積所改善事業 実施時期 平成 18 年度～20 年度
33. 観光事業者育成塾事業 実施主体 事業者間の協議により決定
34. 善光寺表参道灯籠復元事業 実施主体 灯籠を復元する準備委員会

<変更後>

15.善光寺門前観光バス駐車場整備計画策定事業 実施時期 平成 19 年度～ <u>23 年度</u>
17. 中央通りごみ集積所改善事業 実施時期 平成 18 年度～ <u>23 年度</u>
33. 観光事業者育成塾事業 実施主体 <u>財ながの観光</u> <u>コンベンションビューロー</u>
34. 善光寺表参道灯籠復元事業 実施主体 <u>善光寺表参道に灯籠を</u> <u>復元建立する会</u>

○主な理由

「15.善光寺門前観光バス駐車場整備計画策定事業」及び「17.中央通りごみ集積所改善事業」については、基本計画当初の事業案の変更や関係者との話し合いを進める中で、時間を要しているため実施時期を延長するもの

「33. 観光事業者育成塾事業」及び「善光寺表参道灯籠復元事業」については、実施主体が当初仮名であったが、事業者間の協議等により正式決定したことによるもの

2 基本計画変更における事務局の考え方

(1) 国の支援策活用による位置づけの変更

14.善光寺表参道景観づくり推進事業

【事務局の考え方】

国の支援策を有効に活用することができる。

(2) 国の支援策活用による支援期間等の変更

4.市道長野大通り線歩道整備事業
18.長野駅善光寺口顔づくり事業
20.野外彫刻ながのミュージアム事業
21.中央通り歩行者優先道路化事業
(道路整備)

【事務局の考え方】

国の支援策を継続的に活用することで、今後の事業の展開が図られる。

(3) 新規事業について

新規事業名	評価項目	【事務局の考え方】
51.長野大通り自転車道整備事業	目標③ 歩きたくなるまち	<ul style="list-style-type: none"> 長野大通り開通後、数10年が経過しており、劣化した自転車道のカラー舗装を修復することで、多数の歩行者、自転車利用者の安心、安全な歩行、運転環境が確保できる。 歩行者、自転車利用者等の利便性及び回遊性の向上が期待できる。
52.市道長野西87号線整備事業	目標③ 歩きたくなるまち (①)	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の歴史的な環境と他の小路に合わせた、石畳風舗装に整備されることで、まちに一体感が生まれ、誰もが安心して歩ける歩行環境が確保できる。 長野を訪れる観光客等にまちの景観を楽しんでもらうことも可能となり、訪れたくなるまちの促進も期待できる。
53.市道長野西203号線外四線整備事業	目標③ 歩きたくなるまち (①)	<ul style="list-style-type: none"> 長野市の玄関口でもある長野駅前地区に位置する小路であり、商業の集積地となっている。周辺の道路、建物等に合わせ石畳風舗装に面的に整備されることで、快適な歩行空間と回遊性の向上が期待できる。 長野を訪れる観光客等にまちの景観を楽しんでもらうことも可能となり、訪れたくなるまちの促進が期待できる。
54.権堂B-1地区市街地再開発事業	目標③ 歩きたくなるまち (①②)	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域は、権堂地区のまちづくりにとって非常に重要かつ戦略的な地区に位置づけられ、生活利便施設や文化施設等を有する付加価値の高い施設が整備され、来街者の増加が期待できる。更に中心市街地全体への回遊性の向上が期待できる。 地域住民の生活利便施設である大型商業施設をリニューアルすることで、居住者の住環境の向上が図れる。
まとめ		次に記載する、【基本計画への記載案】の「目標達成のための位置づけ及び必要性」の観点から、事業追加の計画変更を行いたい。

【基本計画への記載案】

事業名 内容及び実施時期	実施 主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その他の 事項
<p><u>51.長野大通り自転車道整備事業</u></p> <p>●劣化した長野大通り線の自転車道のカラー舗装を含む整備</p> <p><u>L=1,600m</u> <u>W=1.8m</u></p> <p>◎平成 22 年度～24 年度</p>	長野市	<p>・長野大通りは中心市街地の主要道路であり、昼夜を問わず多数の歩行者、自転車利用者の往来がある。</p> <p>・開通後、数 10 年が経過し、老朽化が進む中、歩行者及び自転車利用者が安心、安全に歩行、運転できる環境づくりが必要である。</p> <p>・歩行者、自転車利用者等の利便性及び回遊性の向上を目指し、利用しやすい道となるよう整備する</p> <p>→ 目標③</p>	<p><u>まちづくり</u> <u>交付金</u> <u>平成 23 年度</u> <u>～24 年度</u></p>	
<p><u>52.市道長野西 87 号線整備事業</u></p> <p>●アスファルト舗装の道路を周辺の道路と併せ石畳風舗装に整備する。</p> <p><u>L=210m</u> <u>W=5.3～6.6m</u></p> <p>◎平成 22 年度～24 年度</p>	長野市	<p>・市道長野西 87 号線は歩行者優先道路である権堂アーケードから旧国道 406 号線まで北に延び、周辺に神社、旧跡等が集積しており、長野市の商業の原点となった地区でもある。</p> <p>・周辺の歴史的な環境と併せ、道路を石畳風に整備することにより、歩きたくなるまちの実現が可能となる。</p> <p>→ 目標③ (①)</p>	<p><u>まちづくり</u> <u>交付金</u> <u>平成 22 年度</u> <u>～24 年度</u></p>	
<p><u>53.市道長野西 203 号線外四線整備事業</u></p> <p>●アスファルト舗装の道路を周辺の道路と併せ石畳風舗装に整備する。</p> <p><u>L=440m</u> <u>W=1.7～4.0m</u></p> <p>◎平成 23 年度～24 年度</p>	長野市	<p>・市道長野西 203 号線外四線は長野駅前位置する小路であり、商業の集積地で、多数の歩行者の往来がある。</p> <p>・誰もが安心して歩ける歩行環境を整備するため、周辺の道路、建物等に併せ石畳風の舗装にする。</p> <p>・歩行者の回遊性の向上と、歩きたくなるまちの実現を目指す。</p> <p>→ 目標③ (①)</p>	<p><u>まちづくり</u> <u>交付金</u> <u>平成 23 年度</u> <u>～24 年度</u></p>	
<p><u>54.権堂 B-1 地区市街地再開発事業</u></p> <p>●地区面積 約 1.7ha</p> <p>・敷地面積 西街区 6,000 m² 東街区 5,200 m²</p> <p>・延床面積</p>	権堂 B-1 地区市街地再開発組合 (仮)	<p>・権堂地区は古くから栄えた商業地であるが、近年の店舗の市街化拡散や建物施設等の老朽化等の様々な原因により賑わいが失われてきている。</p> <p>・本地区は権堂地区の東に位置し、権堂アーケードと長野大通りとの交差点にあり、長野電鉄権堂駅を含む地区であることなどからも、権堂地</p>	<p><u>市街地再開</u> <u>発事業</u> <u>平成 22 年度</u> <u>～27 年度</u></p>	

<p>西街区 11,500 m² 東街区 15,000 m² ・規模構造 西街区 SRC 造 4 階 (地下1階) 東街区 S 造 4 階 ・用途等 商業施設、業務施設、文化ホール、駐車場、駐輪場</p> <p>◎平成 22 年度～27 年度</p>		<p>区のまちづくりにとって非常に重要な戦略的な地区に位置づけられるが賑わいの衰退が著しい状況にある。</p> <p>・生活利便施設や文化施設等を有する付加価値の高い魅力ある施設を市街地再開発事業により整備し、地区の賑わいの再生を図ることにより「歩きたくなるまち」の実現を目指す。</p> <p>→目標③ (①②)</p>	<p>まちづくり 交付金 平成 22 年度 ～26 年度</p>	
---	--	---	--	--

3. 主な経過等

月 日	内 容	備考
平成 19 年 5 月 28 日	内閣総理大臣認定 (富山市・青森市に次ぐ 2 次グループ)	49 事業で スタート
平成 19 年 8 月 27 日	1 回目の計画変更の認定 変更の理由等： 当初から位置づけがあった「26.もんぜんぷら座活用事業」の内容に NTT コールセンター誘致に向けた未利用階 (5～8 階) の改修工事を追加	49 事業の まま
平成 20 年 3 月 31 日	2 回目の計画変更の認定 変更の理由等： 当初から基本計画に位置づけがある次の 8 事業について、国の支援策 (まちづくり交付金等) を活用するため また、新たに「50.新田町地区優良建築物等整備事業」を追加	50 事業に
平成 21 年 6 月 26 日	3 回目の計画変更の認定 変更の理由等： 当初から基本計画に位置づけのある 2 事業について、国の支援策の支援期間を延長するため	
平成 22 年 2 月	4 回目の計画変更申請	54 事業に
平成 23 年 3 月末	計画変更認定 (予定)	